

学校いじめ防止基本方針

大阪府立長野高等学校
平成 26 年 1 月 31 日制定
令和元年 6 月 17 日一部変更
令和 2 年 7 月 20 日改定

第 1 章いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

「いじめとは何か」「どのような行為がいじめになるのか」等、誰もがいじめの被害者にも加害者になりうるという認識のもとに、学校いじめ防止基本方針を定め本校教育目標の「規範意識や人権意識を育み社会的に自立できる人間を育てる」ことの実践として取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめ問題の解決を図る。

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、生徒指導主事、保健主事、各学年主任、養護教諭、教育相談委員長、人権教育推進委員長、(問題が生起した場合は、当該の関係教員)

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

- いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCA サイクルの実行を含む。)

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

長野高等学校いじめ防止年間計画				
	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 高校生活支援カード、中学校への聞き取り調査各情報収集によって把握された生徒状況の集約(学年会)、オリエンテーション群れから集団へ校外学習	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 学年会での情報共有	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 学年会での情報共有	第 1 回職員人権研修(年間計画の確認)
5 月	人権 H 日 学年会での情報共有	人権 H 日 学年会での情報共有	人権 HR 学年会での情報共有	第 1 回いじめ対策会議「学校いじめ防止基本方針」の HP 更新
6 月	体育祭 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	体育祭 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	体育祭 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	体育祭に於いて「全校生徒が楽しめる」とはどういうことかを生徒に者えさせ仲間意識を持にせる
7 月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート回収箱の設
8 月	学年会での情報共有 1 学期の案件確認	学年会での情報共有 1 学期の案件確認	学年会での情報共有 1 学期の案件確認	第 2 回職員人権研修第 2 回いじめ対策会議
9 月	文化祭 いじめアンケート実施 学年会での情報共有 今年度前半の案件確認	文化祭 いじめアンケート実施 学年会での情報共有 今年度前半の案件確認	文化祭 いじめアンケート実施 学年会での情報共有 今年度前半の案件確認	文化祭への活動をとおして集団のありかに(クラスの和)を、学ぶ
10 月	人権 H 日 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	人権 H 日 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	人権 H 日 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	第 3 回いじめ対策会議
11 月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 学年会での情報共有 2 学期の案件確認	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 学年会での情報共有 2 学期の案件確認	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 学年会での情報共有 2 学期の案件確認	教職員間による公開授業(わかる授業づくりの推進) 第 3 回職員人権研修 アンケート回収箱の設置
12 月				第 4 回いじめ対策会議
1 月				第 5 回いじめ対策会議 いじめ対策委員会年のまとめ

5 取組状況の把握と検証(PDCA)

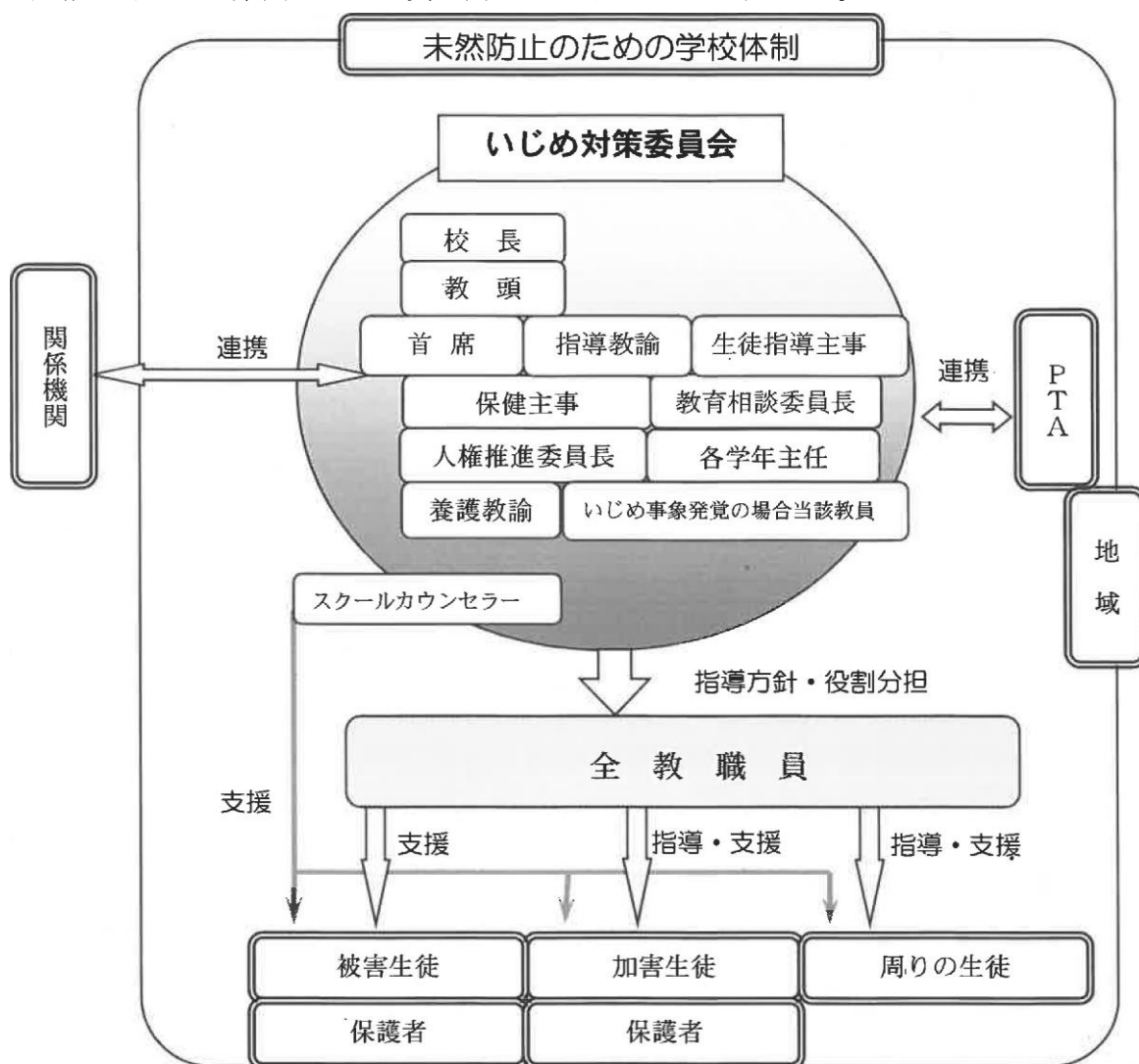
いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を(4月、7月、9月、12月、3月)年5回、開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対してどの生徒も被害者にも加害者にもなりうることを認識したうえで、生徒に目を向けること。また教員間での生徒の情報交換が日常的になされるように啓蒙する。

生徒に対しては、自分の日常の言葉・行動・態度を他者がどのようにとらえているのか?それは人によって、自分との人間関係によってもとらえ方が異なることがありそれが人を傷付けてしまうこともあるということを、理解させるためあらゆる機会(OR、授業、行事)を利用し指導する。

ネット上のいじめについては、教職員向けの研修、生徒向けの講演等を計画し携帯等を正しく安全に使用できる能力を養う。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、日常生活では、他者(教職員、先輩、同級生、後輩等)への礼儀(挨拶、言葉使い等)登下校時のマナー等を指導し、誰にでも気持ちよく接する態度を身に付けるとれる指導を行う。

体育祭では、(3 学年合同縦割りの団編成)リーダー的な役割を果たす上級生に生徒一人ひとりの個性を踏まえた上での活動が大切であることを徹底理解させ集団で物事を成し遂げた祭の達成感、喜びを全生徒に感じさせる。

文化祭では体育祭の体験を基に、クラスの中で生徒各自の個性を活かす役割分担、準備段階からの全員参加等を徹底しクラスの和を築く。

他の学校行事(校外学習、球技大会等)においても、集団に所属する全員が達成感を持ち、集団で物事に取り組む際の楽しさを体感させるよう導く。

授業では、生徒にプレゼンテーション等発表の機会を与えることにより、感情にとらわれず、自分の考え、意見を述べることのできる態度を養う。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、生徒間に「使う者」と「使われる者」の関係をつくらせない。生徒の言葉・行動に「他者に対する悪意」を持たせない。感情だけを他者にぶつけない等集団内でのモラルを守らせることに留意する。

分かりやすい授業づくりを進めるため、考査の得点等数字に表れる結果のみにこだわるのではなく、全ての生徒が授業に参加でき、授業場面で活躍できる授業づくりに努め、授業についていけない焦燥感や劣等感を抱かせない。また、補習等、授業に遅れがちな生徒の対応を組織的に行う課外活動を行い、個々の生徒の学力向上につなげる。また、積極的に全ての教員が公開授業を行い、教科を超えた観点からお互いに助言し、学校全体で分かりやすい授業に取り組む。

生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、生徒に集団内での役割(係の仕事、清掃等)を責任を持っておこなわせる等集団に協力させる態度を養う。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、ストレスを与えない学校づくりを進める。そのためには学級、学年、部活動等の人間関係を多くの教員が情報として共有し、生徒が早期に相談でき体制を作る。また、生徒たちにも、ストレスを感じた場合は、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツ、読書等他のもので発散する対処法を身につけるよう指導する。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため教職員間による授業見学、公開授業、教職員研修等をおこなう。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、上記で触れているように集団内での役割を、生徒に理解させ全生徒が協力できる体制を築くことにより、集団内で自分が必要とされていること、認められていることを感じさせる。

- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、学校内のあらゆる機会、場面に於いて集団で生活しているということを念頭において行動させる。個人の感情だけで行動するのではなく、意見、考えによって行動する姿勢を身につけさせる。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、年2回、7月と12月に実施する。また、必要に応じてクラス、学年、学校全体での実施も行う。
定期的な教育相談としては、教育相談室に教育相談係が当番制で待機することにより行う。また担任、養護教諭をはじめ全教職員が相談窓口としての役割を担う。日常の観察として生徒個人の変化を見逃さないよう注意を払う。(遅刻、提出物、言動・行動・様子等)
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため年2回の保護者懇談を設ける。学校の情報は、ホームページ、保護者宛てプリント等により配信する。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として相談室、教職員、電話による相談が気軽に行えるよう配慮する。
- (4) 学校ホームページ、プリントによる連絡により、相談体制を広く周知する。学年会、教育相談連絡会、いじめ対策委員会により、いじめの早期発見の体制が適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、公務員の守秘義務に基づき外部に漏れないよう配慮する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2)教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3)事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4)被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5)いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1)いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支え体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携・し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1)速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2)事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3)いじめた生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1)いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2)いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間:少なくとも3か月を目安)

- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

第5章 その他

本校では、いじめを起こさないための集団づくりをめざす。

- ・意見を述べることのできる生徒の育成

感情だけを言葉、行動にあらわすことは、ときとして他者に対しての不快感を与えることがある。それが高じていじめに繋がることを防止する。

- ・群れから集団へ

600人近い生徒が、気持ちよく安全に学校生活を楽しく過ごすためには、礼儀、他者への思いやり等が必要であることを踏まえ集団づくりを行なう。

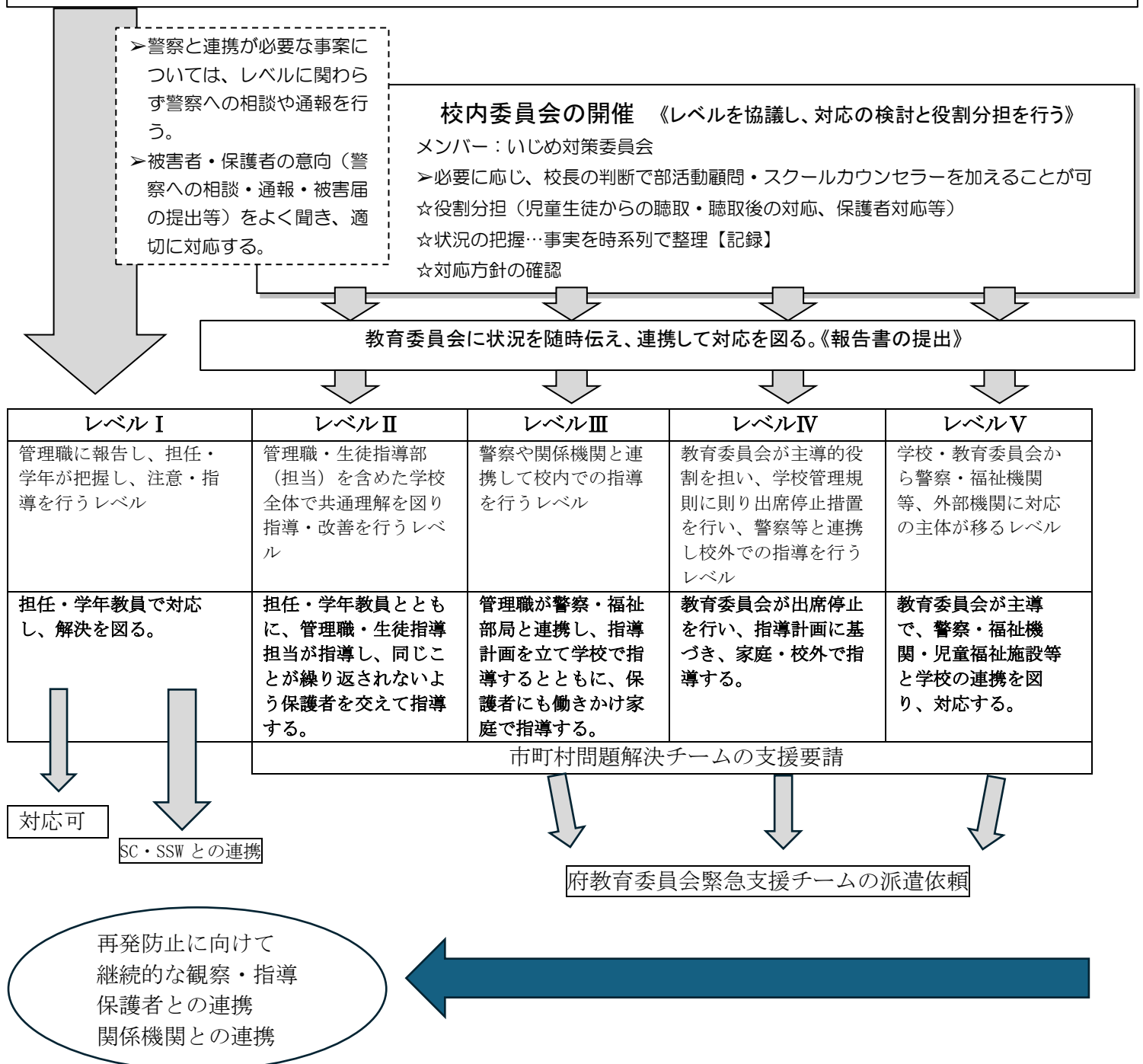
5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

ね ら い

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分け例示した。レベルごとに分けて対応する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留 意 事 項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 必要に応じて懲戒による指導をおこなう
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

